

まちのたから「日野菜」を活かした 地方創生を進めています

～地方創生交付金の活用事業～

「日野菜」は、日野町を発祥地とする伝統野菜であり、約500年前に発見されて以来、日野の人々によって長きにわたり継承されてきた郷土の野菜です。

この日野のたからである「日野菜」を地方創生に活かそうと、日野町から内閣府に申請して交付決定を受けている「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）上乗せ交付分」の活用事業として取り組んでいます。

- **事業名** 地域のたから「日野菜」の再生と日野菜を活かした地域づくり事業
- **事業概要** 日野菜を主軸に地場野菜も加えた6次産業化※1に対応できる新たなJA日野菜等加工施設の建設を支援します。また、これと一体的に日野菜等の生産振興に向けた活動に取り組みます。
- **KPI**※2 日野菜の出荷量 70t（平成31年度目標値）
日野菜の販売取引先件数 45件（平成31年度目標値）
- **事業費** 1,900万円
日野菜を活用した地域内経済循環の促進や雇用の創出などを目指しています。



※1 第1次産業である農林漁業とこれに関する第2次・第3次産業（食品加工・販売等）に係る事業を融合させて業務展開する取り組み。
※2 重要業績評価指数。施策ごとの検証状況を検証するための指数。

環境保全型農業直接支払交付金のお知らせ

平成28年度から冬期湛水管理も環境保全型農業直接支払交付金の対象になります

環境こだわり農産物の生産にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して交付される環境保全型農業直接支払交付金の対象として、平成28年度から水田で栽培する作物と「冬期湛水管理」を組み合わせた活動にも取り組めるようになります。

- ◎ **冬期湛水管理とは**…生物多様性保全のため、冬の期間、水田に水を張る取組です。2ヶ月以上の湛水期間を確保するために適切な取水措置、漏水防止措置が必要です。
- ◎ **手続き**…事前に申請書の提出が必要です。なお、この申請書は、4月から6月までの申請期間中に環境保全型農業に取り組む農業者グループを経由して提出していただくことになります。

◆問い合わせ先 農林課農政担当 ☎@6563

4月1日からの指定管理者が決まりました

町では、4月からの指定管理者を更新する4施設について、12月議会での可決を経て指定管理者の指定をしたのでお知らせします。

施設名	指定管理者	指定期間	担当課 問い合わせ先
日野町農業構造改善事業施設 (滋賀農業公園)	株式会社ファーム	H28.4.1～ H33.3.31	農林課 ☎@6563
日野町林業センター	滋賀中央森林組合		福祉課 ☎@6573
日野町勤労福祉会館	社会福祉法人 日野町社会福祉協議会		教育委員会事務局 生涯学習課 ☎@6566
日野町町民会館 わたむきホール虹	日野町文化振興事業団		

参考にしてください

農地の賃借料情報

農地の賃借料については、従来は農業委員会による「標準小作料」を決めておりましたが、標準小作料は廃止され、地域における賃借料の目安になるものとして、「賃借料情報」の提供を行っています。

平成27年1月から平成27年12月までに締結（公告）された賃貸借契約における賃借料（10aあたり）の平均額、最高額および最低額等は以下のとおりです。

なお、農地の耕作条件等により収入（収穫量）や経費（労力）は異なりますので、個々の賃借料については「賃借料情報」を参考に、貸し手・借り手双方による話し合いで決めてください。

	平均額	最高額	最低額	データ数 (うち物納数)
日野町（水田）	4,600円	7,600円	2,200円	99(20)件

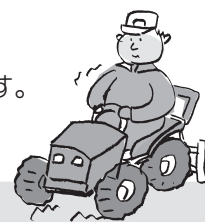
※データ数は、集計に用いた筆数です。

※使用貸借（無償貸借）による契約（149件）は除いています。

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kgあたり9,200円に換算しています。

※標準的な水準を算出するため、賃借料データの平均値±70%を超える金額は除いています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。



●農地の許可申請受付期間等のお知らせ

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。

権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

なお、許可を受けないで農地を転用した場合や、転用許可どおりに事業をしていない場合、農地法違反となり、罰則の適用もあります。

◆申請書類の受付 毎月20日締め切り（土・日・祝日の場合はその前日）

◆総会日程 毎月10日（土・日・祝日の場合はその前日）

※受付期限以降に申請された案件は翌月の総会扱いとなります（期間厳守）。

例えば、3月18日申請→4月総会審議案件

3月22日申請→5月総会審議案件

※総会日程は都合により変更になる場合があります。



●農地の相続等の届け出のお願い

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得をしたときは、農業委員会への届け出が必要です。相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握することで、農地の有効利用を進めることを目的としています。相続などにより農地法の許可を必要としない農地の権利取得をされた方は、農業委員会まで届け出をお願いします。

◆問い合わせ先 日野町農業委員会事務局（農林課内） ☎6563